

○鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

平成 21 年 7 月 3 日

鳥取県条例第 43 号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例をここに公布する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 県民活動の促進(第 10 条—第 16 条)

第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり(第 17 条—第 20 条)

第 4 章 被災者の支援(第 21 条—第 25 条の 2)

第 5 章 関係者相互の連携(第 26 条—第 30 条)

第 6 章 雑則(第 31 条・第 32 条)

附則

鳥取県は、昭和 18 年 9 月 10 日に発生した鳥取地震や、昭和 27 年 4 月 17 日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成 12 年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災及び危機管理に関する基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して被害の発生防止から復旧及び復興までの対策を総合的に講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体(これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。)をいう。
- (6) 災害ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体(自主防災組織を除く。)が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動をいう。
- (7) 避難行動要支援者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (8) 避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設(支え愛避難所を除く。)をいう。
- (9) 支え愛避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であって、住民が自主的に設けるものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

- (1) 自助(自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。)、共助(住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)及び公助(市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害時支え愛活動(災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。)については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。
- (3) 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- (4) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (5) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

- 第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕（ブレーカー等の機器の修繕を含む。）若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）その他の自助の取組並びに自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。
- 2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成し、その事業場の利用者及び従業員の安全の確保並びに事業の継続に努めるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うとともに、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

- 第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能の全てを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。
- 2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び災害ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。
- 3 市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。
- 4 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携するものとする。

(県の責務)

- 第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第32条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、災害対策基本法第 61 条の 2 の規定による助言、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災、危機管理及び復興に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災、危機管理及び復興に関する連絡調整を行うものとする。
- 3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条第 1 項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。
- 4 県は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう市町村に対して必要な支援を行うものとする。
- 5 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第 8 条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第 9 条 国の機関は、災害対策基本法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画、国民保護法第 33 条第 1 項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する計画に定めるところとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災、危機管理及び復興に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第 2 章 県民活動の促進

(県民運動の推進)

第 10 条 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、第 3 条に規定する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、次に掲げる行動その他の防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

- (1) 想定される災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。
- (2) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。
- (3) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関する情報の意味を理解し、これらの情報を聞きもらさないようにすること。
- (4) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生命及び身体を守ることを第 1 とし、避難、危険の回避等の行動をとること。
- (5) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供その他の援助を行うこと。

(情報の提供)

第 11 条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第 12 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(以下「学校」という。)又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所等の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

2 事業者(市町村、県及び国の機関を含む。)は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、関係機関及び地域住民と連携しながら応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員(消防組織法第 11 条第 1 項に規定する消防職員をいう。)及び消防団員(同法第 19 条第 1 項に規定する消防団員をいう。)の訓練を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第 13 条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動に関する計画に基づき、防災及び危機管理に取り組むよう努めるものとする。

3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保並びにその者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について、特に配慮するものとする。

4 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(災害ボランティア活動の環境整備)

第 14 条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他災害ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第 15 条 知事は、事業継続計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第 16 条 ライフライン事業者(電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第 17 条 市町村長及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害又は危機が発生した場合に消防、救助、医療その他の措置を講ずることができるまちづくりに努めるものとする。

2 知事は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援するものとする。

3 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第 18 条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)第 1 条の 2 の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第 2 条第 1 項に規定する計画で定めるところにより、同法第 3 条第 1 項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第 19 条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 5 条第 1 項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

- 2 知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材の地震に対する安全性の確保及び向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第 20 条 知事は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 12 条第 1 項の規定による報告を受け、又は同条第 2 項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第 4 章 被災者の支援

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第 21 条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の避難行動要支援者の支援に係る関係者(以下「支援関係者」という。)の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をすることができるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

- 2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。
- 3 支援関係者は、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ(平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。以下同じ。)の作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第 22 条 避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(避難に関する情報)

第 23 条 市町村長は、避難所及び支え愛避難所(以下「避難所等」という。)に避難した者及び支援を必要とする被災者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

- 2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、支援関係者及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所等の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(避難所等の運営等)

第 24 条 避難所等に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。

2 市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 市町村長は、必要に応じて福祉、医療等の関係者の協力を得て、避難所等に避難した高齢者、障がい者、外国人等について、その多様な特性に配慮し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市町村長は、車中避難者等(自家用車の中その他の狭い空間を避難のための滞在の場所としている者をいう。以下同じ。)に対し、生活環境が良好な避難所等の情報を提供することその他車中避難者等の身体的又は精神的負担を軽減する取組に努めるものとする。

5 知事は、前 3 項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(広域的避難等)

第 25 条 市町村長及び知事は、他の市町村又は他の都道府県への避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被災者の生活復興支援体制の構築)

第 25 条の 2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

第 5 章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第 26 条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 国民保護法第 34 条第 1 項に規定する計画

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 7 条第 1 項に規定する計画

(4) 地震防災対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する計画

(5) 耐震改修促進法第 5 条第 1 項に規定する計画

(6) 第 32 条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第 27 条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災、危機管理及び復興に関する取組において協働を進めるものとする。

(1) 日本赤十字社

- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 災害ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災、危機管理又は復興に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第 28 条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を受ける事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第 29 条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

- 2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第 30 条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災、危機管理又は復興に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

第 6 章 雑則

(復興の円滑な推進)

第 31 条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本的な考え方に関する事項
- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第 32 条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項(地域防災計画、国民保護法第 34 条第 1 項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法

第7条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。)について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成25年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第43号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(平28条例40・旧第1項・一部改正)

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。